

横手市屋外広告物条例パンフレット

良好な屋外広告景観をめざして



令和2年4月

横 手 市

目 次

	ページ
○ はじめに、屋外広告物とは	1
1. 許可が必要な広告物	2
2. 広告物の設置等の手続き	3
3. 種類別の許可基準（抜粋）	4
4. 横手市景観計画に定める屋外広告物の 景観形成基準	5
5. 許可申請に必要な書類	5
6. 禁止広告物	6
7. 禁止地域	6
8. 禁止物件	7
9. 適用除外広告物	7
10. 屋外広告物を表示する方へ	8
11. 罰則	8
12. 許可等申請手数料	9
13. 許可期間	9

○ はじめに

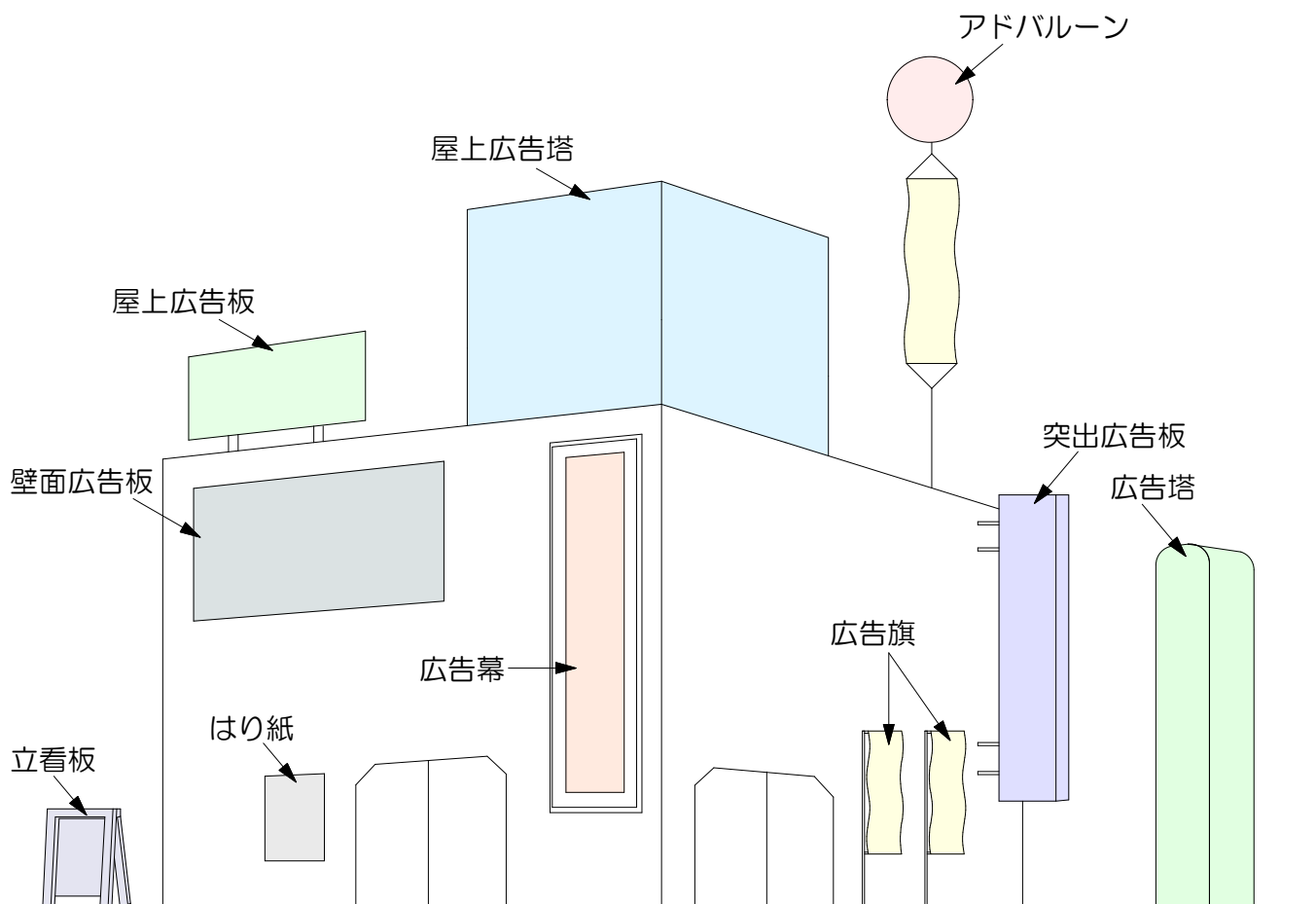
景観行政団体である横手市は、地域の歴史や文化を今に伝える街並みや建造物などと調和した景観形成を目指すとともに、市街地周辺や郊外の幹線道路沿道などでは、周囲の美しい自然的景観の眺望を阻害しないよう、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして「屋外広告物条例」を定めています。

この「屋外広告物条例のパフレット」は、市民の皆さんや広告主あるいは屋外広告業を営む方々に条例の趣旨を理解していただくため、作成したものです。

横手市の良好な景観を守り育てていくために、皆さんのご協力をお願いいたします。

○ 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して公衆に表示されるもので、はり紙、はり札、立看板、広告幕、広告旗、アドバルーン、広告塔、広告板、建物壁面や電柱等を利用する広告物をいいます。



1. 許可が必要な広告物

横手市内に広告物を表示する場合は、原則として市長の許可が必要となります。

許可の基準は、「全ての広告物に共通する基準（共通許可基準）」と「広告物の種類別の基準（個別許可基準）」の2種類があります。広告物の許可は、これらの基準を満たすことが要件となります。

許可を受ける場合は、**広告物を設置しようとする日の10日前までに**市長に申請してください。

① 全ての広告物に共通する基準（共通許可基準）

（1）良好な景観の形成又は風致の維持に関するもの

- 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあつては、広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和していること。
- 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成又は風致の維持のために配慮されたものであること。
- ネオンサインその他の照明を使用する広告物は、美観の維持に必要な対策を講ずること。
- 蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
- 住宅地など落ち着きが求められる場所等では、極端に鮮やかな色や、けばけばしく点滅する広告物は設置しないこと。

（2）公衆に対する危害防止に関するもの

- 広告物等の材料は、腐食、腐朽若しくは損傷しにくいもの又は有効なさび止め、防腐若しくは損傷防止のための措置をしたものであること。
- 自重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して脱落、倒壊及び飛散するおそれのないものであること。
- 交通標識及び交通信号の類と混同せず、かつ、これらを隠さないものであること。

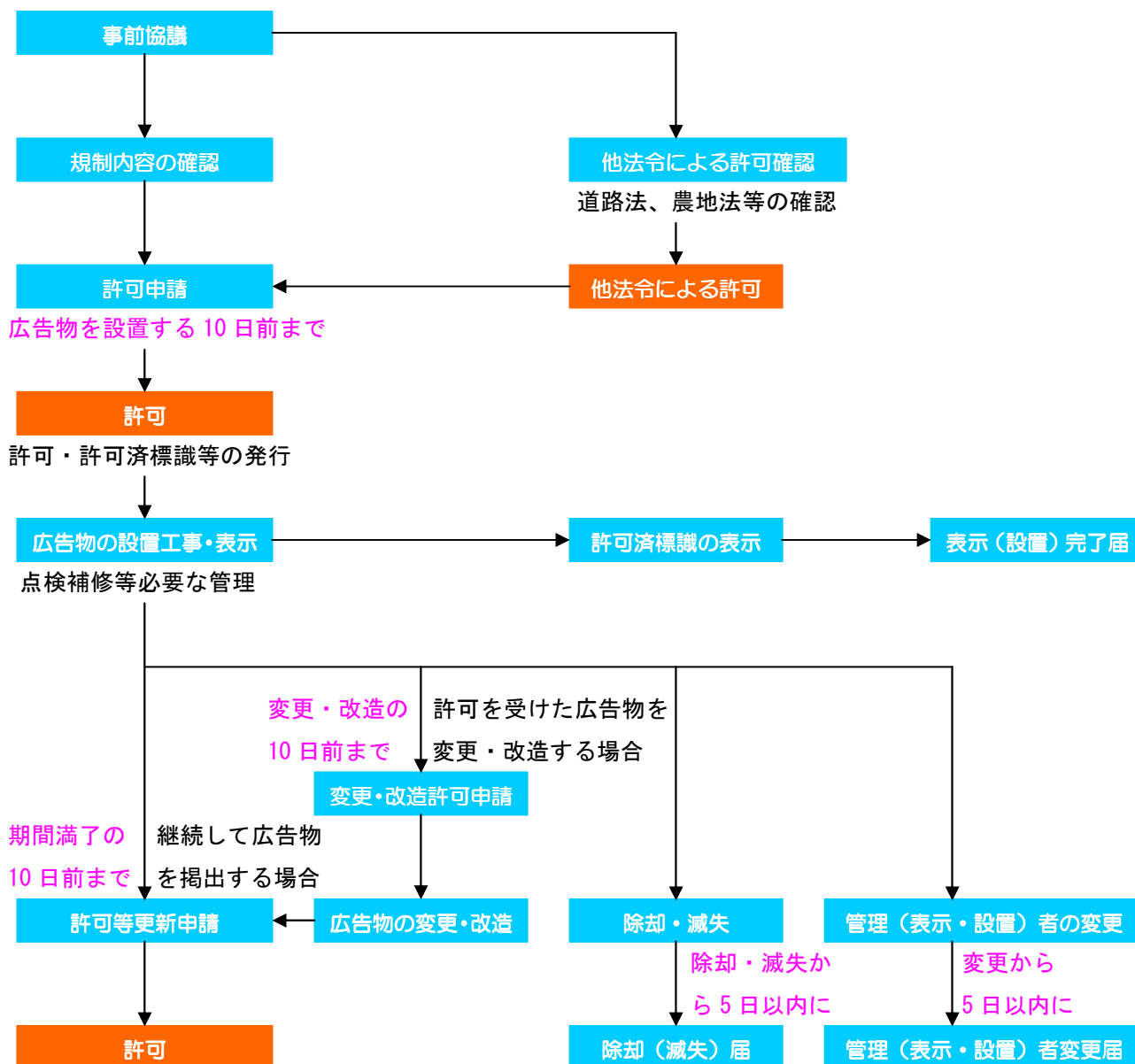
② 広告物の種類別の基準（個別許可基準）

屋外広告物の種類別に、許可の基準が定められています。詳しくは種類別の許可基準（4ページ）をご覧ください。

2. 広告物の設置等の手続き

広告物の設置から除却に至るまでには、次のような手続きが必要です。広告物にはそれぞれ許可期間が定められていますので、広告物を表示する場合は、次のことに注意してください。

- 許可期間満了後も継続して広告物を表示する場合は、許可等更新申請が必要です。
- 広告物を表示する必要がなくなった場合は、速やかに除却したうえで、除却（滅失）届の提出が必要です。

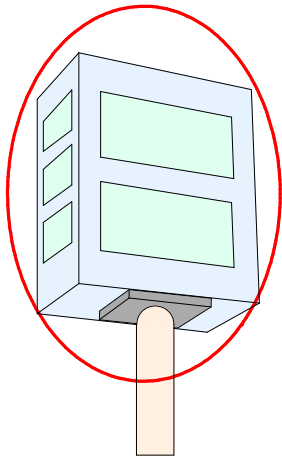


※ 広告物許可申請（新規）、変更・改造許可申請、許可等更新申請の際は、申請手数料を納付する必要があります。

 ：設置者の手続き

3. 種類別の許可基準（抜粋）

① 野立広告塔



表示面積を一面につき30㎡以内とし、高さを15m以下とすること。

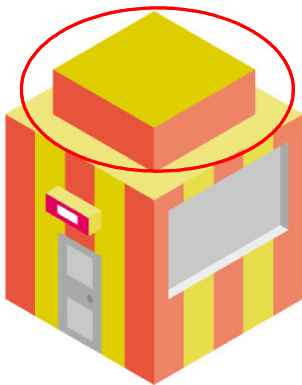
② 野立広告板



表示面積（両面に表示するものにあつてはその片面の面積、数枚で1個の広告となるものにあつてはその合計面積）を30㎡以内とし、高さを10m以下とすること。

ただし、市街地に設置するものにあつては、表示面積を40㎡以内とし、高さを15m以下とすることができる。

③ 屋上広告塔



耐火及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものにあつては、高さを当該建築物の高さの2/3以下とすること。ただし、発光装置や照明装置を有する広告塔の場合、当該建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合が7/10以下の場合にあつては、当該建築物の高さを超えない高さとする事ができる。

木造建築物の屋上に設置するものにあつては、表示面積を1面につき20㎡以内とし、その高さを地上から10m以下とすること。

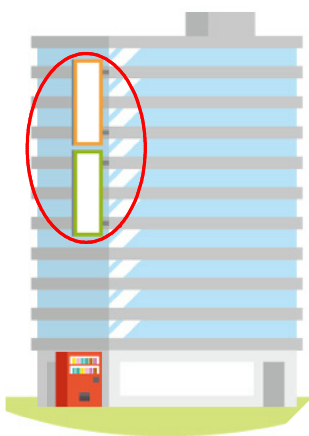
④ 屋上広告板



耐火及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものにあつては、高さを当該建築物の高さの2/3以下とすること。

木造建築物の屋上に設置するものにあつては、表示面積を1面につき20㎡以内とし、その高さを地上から10m以下とすること。

⑤ 突出広告板



突出幅を、道路上に突出するものにあつては1m以内とすること。

⑥ 壁面広告板



表示面積を同一壁面の面積の1/2以内（当該面積が30㎡を超えるときにあつては30㎡）とすること。

大規模小売店舗の壁面に取り付けるものにあつては同一壁面の面積の1/2以内（当該得た面積が特例面積を超えるときは、特例面積）とすること。

※ 野立広告塔（板）は、道路、鉄道等、他の野立広告塔（板）から100m以内には設置できません。（ただし、市街地に設置する場合並びに自家広告物等又は公共広告物等を設置する場合を除きます。）

※ 表中の広告物（壁面広告板を除く）が発光装置又は照明装置を有する場合には、信号機から10m以内（電光表示広告物以外は5m以内）に設置できません。

4. 横手市景観計画に定める屋外広告物の景観形成基準

区分	内容
設置場所	・周囲の景観に悪影響を与えないような、位置・数量・規模・形態・高さとするよう努めること。 ・建築物を利用するものにあつては、良好な街並み形成や周囲の山並みへの眺望などに配慮して、建築物との一体性に配慮した配置となるよう努めること、並びに低層部への設置に努めること。 ・建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化すること。
色彩	・野立広告物にあつては、周辺と調和した意匠、色彩となるよう努めること。 ・建築物を利用する場合は、建築物との一体的なデザイン及び周辺と調和した色彩となるよう努めること。
材料	・汚れにくく、耐久性のある素材を使用すること。 ・歴史的街並みが残る地区などでは、地域の伝統的な材料あるいは自然素材を用いることが望ましい。
照明	・照明方法、明るさ等については、周辺の良好な景観との調和に努めること。 ・点滅又は回転するランプは使用しないように努めること。

5. 許可申請に必要な書類

許可申請の際は、申請の種類に応じて申請書に次の書類を添付して提出してください。**提出部数は、正副2部です。**

●新規申請／変更（改造）申請

- （1）広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を知り得る見取図
- （2）広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したものに限る。）
- （3）広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面
- （4）広告物等の色彩、意匠及び光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）の1分間当たりの回数並びに面積を明らかにした図面
- （5）他人が所有し、又は管理する土地、建物等に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当該土地、建物等の使用承諾書
- （6）他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し
- （7）その他市長が必要と認めた書類

※変更（改造）申請の際の添付書類は、上記（3）～（7）までの書類とします。

●更新申請

- （1）広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したものに限る。）
- （2）他人が所有し、又は管理する土地、建物等に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当該土地、建物等の使用承諾書
- （3）他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し
- （4）その他市長が必要と認めた書類：屋外広告物安全点検報告書

※小規模な広告物等にあつては、この限りでない。

※広告物等に異常があり、改善措置をせずに更新申請をした場合は、必要な措置を講じた上で、「屋外広告物安全点検報告書に基づく改善措置完了報告書」を提出してください。

※申請の時期等については、3ページをご覧ください。

申請の際は、申請手数料の納付が必要となりますので、9ページをご覧ください。

6. 禁止広告物（表示できない広告物）

屋外広告物は、美観風致を害し、公衆に危害を及ぼすおそれのないものでなければなりません。このため、次のような広告物は表示してはならないことになっています。

- （１）著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- （２）著しく破損し、又は老朽したもの
- （３）規則で定める塗料等を使用するもの
- （４）倒壊又は落下のおそれのあるもの
- （５）信号機、道路標識又は道路工事用標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの
- （６）道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

7. 禁止地域（広告物を表示できない地域）

原則として、次の地域や場所には、広告物を表示してはならないことになっています。具体的な地域や場所については、建設部都市計画課までご確認ください。

- 第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区
- 横手市景観計画に定めた景観重点地区で市長が指定する区域
 - ☆羽黒町・上内町地区景観重点地区 ☆増田地区景観重点地区
- 文化財保護法により指定された地域
- 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路の市長が指定する区間
 - ☆一般国道１０７号のうち、横手市山内小松川字岩ヘグリ獅子倉トンネルから岩手県境に至るまでの区間。
- 道路及び鉄道等から展望することができる地域で市長が指定する区域
 - ①高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線の区間（当該道路の路肩端から５００メートル以内の地域に限るものとし、市街地を除く。）
 - ②高速自動車国道東北中央自動車道の区間（当該道路の路肩端から５００メートル以内の地域に限るものとし、市街地を除く。）
- 都市公園法に規定する都市公園の区域
- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他市長が指定する公共施設及びその敷地
- 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場
- 社寺、仏堂及び教会の境域
- その他市長が特に必要と認めた地域又は場所
 - ☆秋田県自然環境保全条例（昭和４８年秋田県条例第２３号）第１２条の規定により指定された自然環境保全地域及び同条例第２０条の規定により指定された緑地環境保全地域……（自然環境保全地域）保呂羽山、外山、金峰山、安本

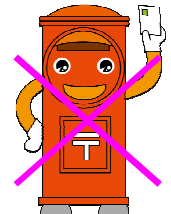
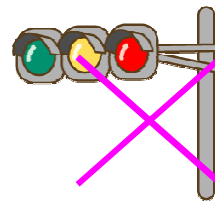
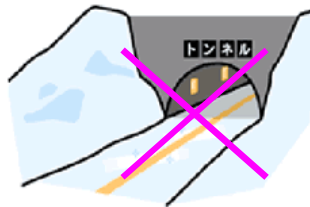
8. 禁止物件（広告物を表示できない物件）

原則として、次の物件には、広告物を表示してはなりません。

- ①橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- ②石垣、擁壁の類
- ③街路樹、路傍樹及び保存樹
- ④信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール又は歩道さくの類
- ⑤消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ⑥郵便ポスト及び電話ボックスの類
- ⑦送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑧煙突、ガスタンク、水道タンクの類
- ⑨銅像、神仏像、記念碑の類
- ⑩景観重要建造物及び景観重要樹木
- ⑪電柱、街灯柱の類で市長が指定するもの

・市道横手環状線のうち、市道中央線交点から終点に至るまでの区間に存する電柱、街灯柱
その他電柱の類で、周囲の景観に配慮しその表面に木に擬した加工その他これに類する加工を施したもの
(指定以外のものでも、はり紙、はり札、立看板、及び広告旗は表示できません。)

- ⑫道路の路面



9. 適用除外広告物

屋外広告物の表示等は原則として許可が必要となりますが、広告物の種類によっては次のように許可が不要のものがあります。

- ①例えば**自家広告物の場合は、その表示面積が禁止地域では5㎡以内、許可地域では10㎡以内のものであれば、許可を受けなくても表示することができます。**

ただし、伝統的建造物群保存地区において、自家広告物等が伝統的建造物と認められた場合は、表示面積に算定しません。また、伝統的建造物群保存地区における自家広告物等については、光源が点滅し、又はネオンサインを有する広告塔若しくは広告板、屋上広告塔若しくは屋上広告板を設置することができません。

- ②その他、**他の法令に規定される広告物や公共性の高い広告物、管理上必要な広告物（2㎡まで）についても、許可の必要がないものがあります。**

10. 屋外広告物を表示する方へ

◆ 広告物の管理者を設置してください

許可による広告物を表示する場合は、これらを管理する者を設置することが必要です。（はり紙、はり札、立看板及び広告旗は除きます。）

特に高さが4mを超える広告物の管理者は、次のいずれかの資格を有する者でなければなりません。（①屋外広告士の資格を有する者、②建築士の資格を有する者）

◆ 広告物には許可事項を表示してください

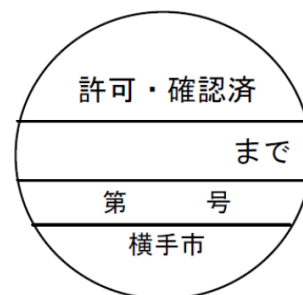
許可を受けて広告物を表示する場合は、広告物、広告物を表示する建築物や工作物の見やすい箇所に、「①許可・確認済標識」または「②許可・確認済印」を表示する必要があります。

①許可・確認済標識

横手市屋外広告物許可・確認済標識

許 可	年 月 日
	第 号
表示（設置）期間	年 月 日から
	年 月 日まで
申請者の住所及び氏名	
管理者の住所及び氏名	
	電話番号 （ ）

②許可・確認済印



◆ 広告物の管理・除却を適切に行ってください

広告物の表示者又は管理者は、補修その他必要な管理を怠らないようにしなければなりません。特に次のような場合は、許可を取り消すことがありますので、注意してください。

- ①許可の条件に違反したとき
- ②許可を受けた広告物の変更・改造に関する許可を受けなかったとき
- ③違反に対する市長の措置命令に違反したとき
- ④虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき

また、許可が取り消されたとき、期間が満了したとき、表示（掲出）する必要がなくなったときは、遅滞なく広告物を除却し、その旨を市長に届出してください。

11. 罰則

禁止されている地域や物件に広告物を表示したり、許可が必要なのに許可を受けなかった際には、30万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。

1 2. 許可等申請手数料

横手市屋外広告物条例(平成24年横手市条例第45号)

広告物を表示し、又は掲出物件を設置（更新・変更等を含む）する場合。

区分	表示面積	単位	金額
広告塔又は広告板 (発光装置又は照明装置を有するもの)	表示面積 1 ㎡未満のもの	1 個	2,300円
	表示面積 1 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	1 個	2,600円
	表示面積 5 ㎡以上 1 0 ㎡未満のもの	1 個	3,300円
	表示面積 1 0 ㎡以上のもの	1 個	3,600円に 1 0 ㎡を超える部分が 1 ㎡増すごとに 100円を加算した額
広告塔又は広告板 (その他のもの)	表示面積 1 ㎡未満のもの	1 個	500円
	表示面積 1 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	1 個	900円
	表示面積 5 ㎡以上 1 0 ㎡未満のもの	1 個	1,700円
	表示面積 1 0 ㎡以上のもの	1 個	1,900円に 1 0 ㎡を超える部分が 1 ㎡増すごとに 100円を加算した額
はり紙	—	5 0 枚	300円
はり札	—	1 枚	100円
立看板	—	1 枚	300円
広告旗	—	1 枚	500円
広告幕	—	1 枚	500円
アドバルーン	—	1 個	2,300円

備考

- 1 表示面積の計算方法は、規則で定める。
- 2 はり紙の枚数が 5 0 枚に満たないとき又ははり紙の枚数に 5 0 枚未満の端数があるときは、それぞれ 5 0 枚とする。
- 3 この表において「表示面積」とは、広告塔又は広告板の表示部分の面積をいう。

1 3. 許可期間

区分	許可期間
広告塔又は広告板	3 年以内
はり紙	1 月以内
はり札	2 月以内
立看板	2 月以内
広告旗	2 月以内
広告幕	2 月以内
アドバルーン	1 月以内



このパンフレットは、横手市屋外広告物条例及び同施行規則の概略を説明したものです。詳しい内容については、横手市建設部都市計画課へお問合せください。

〒013-8502 秋田県横手市旭川一丁目3番41号（平鹿地域振興局2F）

TEL 0182-32-2408（直通） FAX 0182-32-4024

URL <http://www.city.yokote.lg.jp>

E-mail toshikeikaku@city.yokote.lg.jp